



福井県社会福祉士会

活用ガイド

2023年3月発行

会のホームページからもダウンロードできます。 <http://fukui-csw.org/>

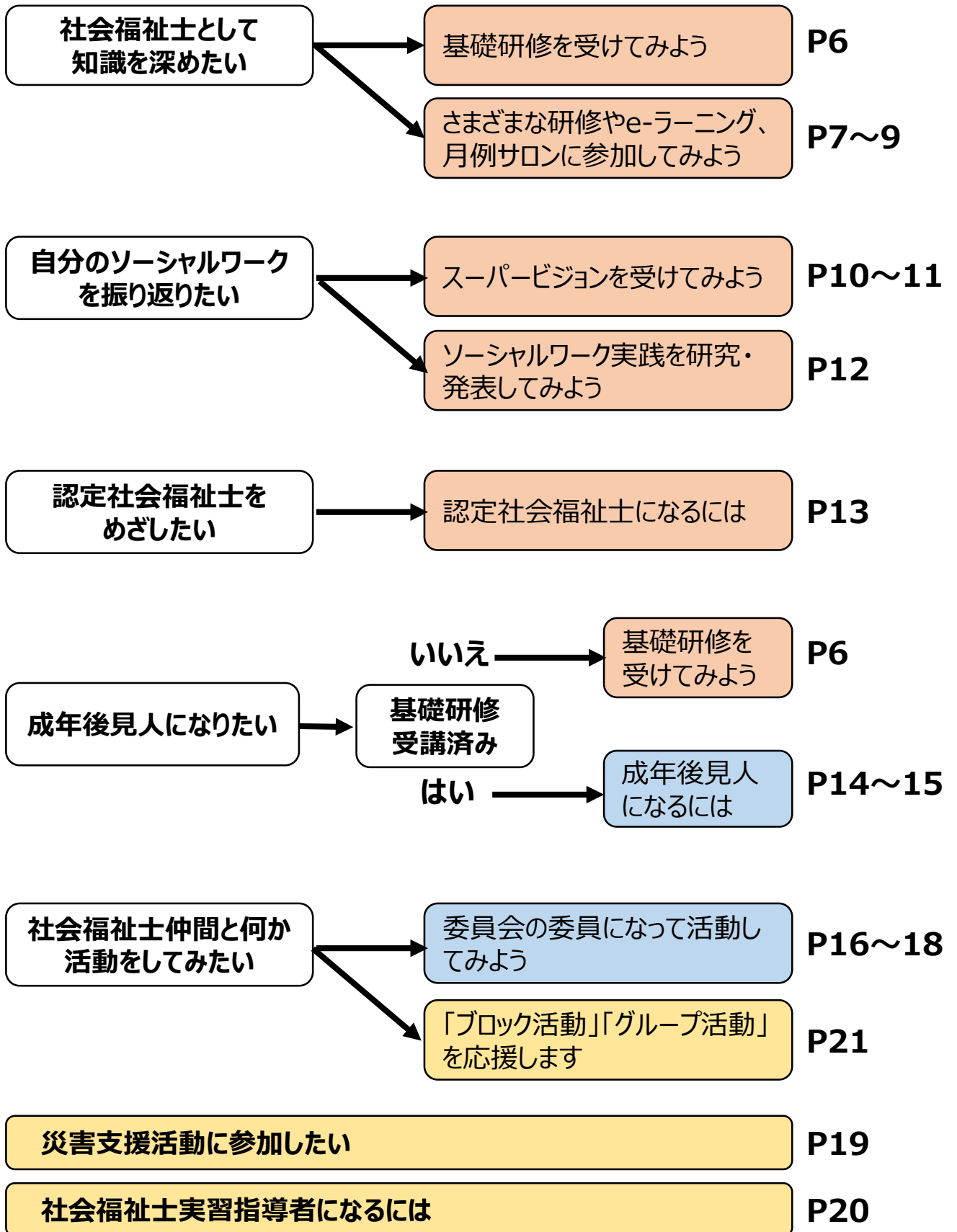


福井県社会福祉士会へようこそ！

- 社会福祉士会とは ……P 2
- 福井県社会福祉士会の組織体系 ……P 3
- 総会に参加しよう ……P 4
- 研修に参加してみよう
 - ・基礎研修 ……P 6
 - ・専門研修（認証研修） ……P 7
 - ・e-ラーニング講座を受講してみよう ……P 8
 - ・月例サロンに参加してみよう ……P 9
- スーパービジョンを受けよう（バイジーになる） ……P10
- スーパーバイザーになるには ……P11
- ソーシャルワーク実践を発表してみよう ……P12
- 認定社会福祉士になるには ……P13
- 成年後見人になるには ……P14
- ぱあとなあの会員になったら ……P15
- 委員会活動に参加してみよう ……P16
- 災害支援活動に参加するには ……P19
- 社会福祉士実習指導者になるには ……P20
- 会員の「ブロック活動」「グループ活動」を支援 ……P21
- ホームページ活用など ……P22

- 各種届け出、その他 ……P24
- 社会福祉士会の会員になるには ……P25
- 会や会員への苦情を受け付けています ……巻末

社会福祉士会活用フロー



社会福祉士会とは

社会福祉士は、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって社会福祉に関する相談援助を行うことを業とする名称独占の国家資格であります。

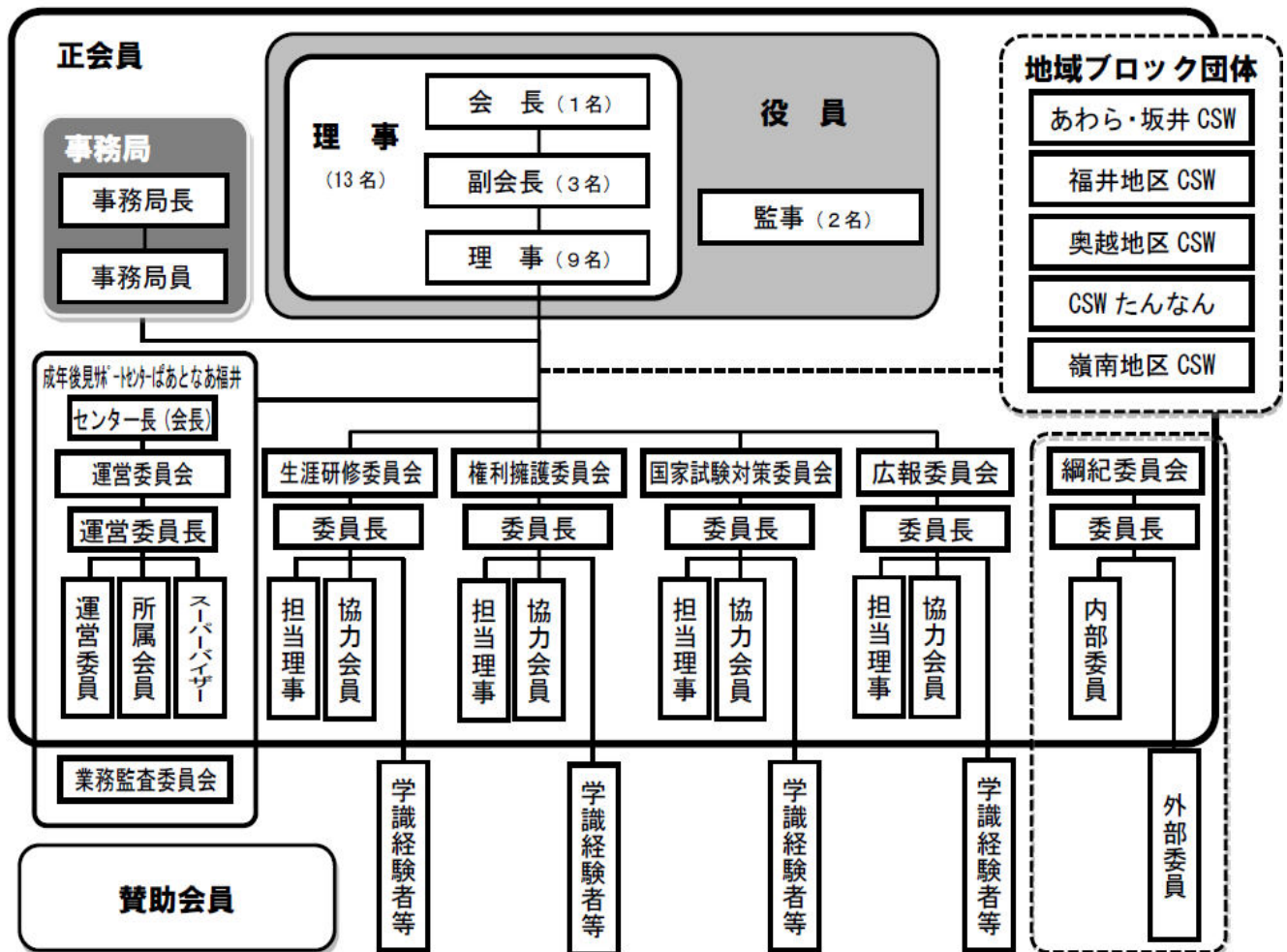
近年、福祉ニーズの変化等に伴い、社会福祉士の活躍の場は、高齢者支援、障害児・者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援といった分野のみならず、教育や司法などの様々な分野に広がっています。また、社会福祉士は、個別の相談援助のほか、自殺防止対策、成年後見制度の利用支援、虐待防止対策、矯正施設退所者の地域定着支援、依存症対策、社会的孤立や排除への対応、災害時の支援、多文化共生など、幅広いニーズに対応しています。

今後、地域住民や多様な主体が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けては、社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮し、その体制の構築を推進していくことが求められています。ソーシャルワークの機能は、権利擁護・代弁・エンパワメント、支持・援助、仲介・調整・組織化、社会資源開発・社会開発などが挙げられますが、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士には、多様化・複雑化する地域の課題に対応するため、他の専門職や地域住民との協働、福祉分野をはじめとする各施設・機関等との連携といった役割を担っていくことが期待されています。

社会福祉士会は、社会福祉士がソーシャルワークの専門性を発揮できるよう支援するための活動を行っています。

福井県社会福祉士会の組織体系

2022年度



◎ 私たち社会福祉士の拠り所となるのは、以下の法律や指針です。あらためて確認してみましょう！

- ・「社会福祉法」
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法」
- ・IFSW/IASSW「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」
- ・日本社会福祉士会「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」

等

総会に参加しよう

定時総会の実施時期は毎年3月と6月です。

■ 福井県社会福祉士会の総会とは

- ・当会における総会は、**すべての正会員で構成**されています。（定款第15条）
- ・総会は、**定時総会として年2回**、毎事業年度開始前2ヶ月以内及び終了後3ヶ月以内に開催することとなっています。定時総会のほか、必要に応じて臨時総会として開催することがあります。（定款第17条）
- ・総会は、定款の変更、役員を選任・解任、毎年度の予算・決算の承認、会員の除名、会の解散や残余財産の処分などを議決する機関です。（定款第16条）

■ 総会における議決権

議決権は、正会員1名が1個ずつ持っています。（定款第15条）

■ 総会への参加方法（議決権の行使）

- ・総会には、議決権を持つ正会員の過半数以上の『参加』が必要です。（定款第20条）
- ・この『参加』には3通りの方法があります。正会員の皆様には、いずれかの方法で総会に『参加』いただくことになります。（定款第20条・第21条）

方法その1

出席

- ・総会当日、その場に〔出席〕する。

方法その2

書面表決

- ・総会当日、その場には〔出席しない（欠席）〕が、〔決議事項（議案）について書面で賛否を提出〕する。

方法その3

他会員への委任

- ・総会当日、その場には〔出席しない（欠席）〕が、〔他の正会員に自分の議決権の行使を委任〕する。

総会に参加しよう

■ 議案の審議

・前述の方法で総会に『参加』した正会員のうち、過半数の賛成を得ることで、その決議事項（議案）は成立します（議案内容によっては、過半数よりも多くの賛成（3分の2以上の賛成）を必要とするものもあります）。（定款第20条）

・正会員の皆様には、議案資料集とあわせて出欠ハガキをお送りします。出欠ハガキは、総会への出欠の確認をさせていただくとともに、欠席の場合の書面表決を行う書面となっており、総会までに必ずご返送いただくようお願いいたします。

総会は、会員の皆さんが納めている会費の用途についても協議する機会です。

書面表決や委任での参加方法もありますが、総会には、できるだけ多くの会員に出席いただき、決議事項や報告事項（前年度の事業内容や次年度の事業計画等）へのご質問やご意見などをお聞かせください！

研修に参加してみよう ～基礎研修～

全国の社会福祉士会共通の「生涯研修制度」は、社会福祉士である会員が段階的・計画的なスキルアップを目指して自己研鑽を積んでいくことを支援する制度です。

「生涯研修制度」の課程は【基礎課程】と【専門課程】から構成されており、【基礎課程】は入会して最初に受けていただきたい研修課程です。基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3つの研修からなり、社会福祉士として必要な基礎知識を3年間（※最短）かけて学んでいきます。

基礎研修Ⅰ

社会福祉士としての自覚を深め、実践の基礎となる「価値・知識・技術」の概要を学ぶ。会の歴史や倫理綱領、共通基盤の必要性など。

基礎研修Ⅱ

社会福祉士として共通に必要な実践の基礎的知識や技術を学ぶ。倫理綱領や行動規範をふまえた実践の理解、共通基盤と実践との関係、ソーシャルワークの展開過程、スーパービジョンの理解など。

基礎研修Ⅲ

基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一連のカリキュラムの最終課程。権利擁護実践の基礎、ソーシャルワーク理論をふまえた援助システムの理解、地域福祉システムと実践の関係、スーパービジョンの体験など。

■ 認定社会福祉士の研修単位が取れます

基礎研修Ⅰ～Ⅲまでを、Ⅰの初回受講年度から6年度以内に修了することで、認定社会福祉士の認定申請に必要な共通専門課程10単位が取得できます。

■ 当会の専門研修のなかには、基礎課程の修了が受講要件となっているものもあります（成年後見人材育成研修など）。

課題レポートも集合研修もたくさんですが、仲間とともにじっくり楽しく学べます。

研修に参加してみよう ～専門研修（認証研修）～

生涯研修制度の【**専門課程**】は、社会福祉士であれば共通に必要な内容である「共通専門」と、働く分野領域によつての専門的な内容である「分野専門」の2つの研修に分けられます。

専門課程では、社会福祉士としてどのようにキャリアアップを進めていくか、自身で研修計画を立て進めていくこととなります。社会福祉士である限り必要となる知識や技術を、積み重ね更新していく課程です。

なお、専門課程の研修は、基礎的な内容を押さえていることを前提としてプログラムされていますので、受講は原則として基礎課程を修了していることが必要となります。

Q 専門課程では研修計画を立てるようにとありますが、どのように立てたらよいのでしょうか。

A 共通研修と専門研修のバランス、共通研修の中のバランスを考えて研修計画を立ててください。同じような研修ばかりを受けるような計画では実践力の向上は難しくなります。

具体的には、認定社会福祉士制度で必要としている科目のバランスを参考にして、ご自身の弱みの補強や強みのさらなる向上を視野にいれて研修計画を立ててください。

Q 専門研修（認証研修）は、どこでどのように受講できますか？

A 本会では専門研修（認証研修）として、『成年後見人材育成研修』のみを開催しています。（北陸三県持ち回りで年度により異なります）。

その他、日本社会福祉士会や他都道府県社会福祉士会主催の専門研修も随時開催されています。興味のある方は、「認定社会福祉士認証・認定機構」のホームページで調べてみてください。

eラーニング講座を受講してみよう

日本社会福祉士会では、社会福祉に関する様々なテーマの講座をインターネットで配信しています。講座は時間や場所を問わずパソコンやスマートフォンから視聴することができます。ぜひご活用ください。

<https://www.jacsw.or.jp/csw/eLearning/>



視聴費用について

当会では視聴料を負担しておりますので、福井県社会福祉士会正会員の皆様は、多くのコンテンツを無料でご視聴いただけます
(※一部有料となるコンテンツもあります)
(※視聴には、生涯研修制度管理システムのIDとパスワードが必要です。)

このようなeラーニング講座があります (一部)

【障がい分野】

- ・障がい者の意思決定支援 (約90分)

【地域社会・多文化分野】

- ・コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究シンポジウム(約155分)
- ・LGBTQソーシャルワーク序説(約117分)
- ・「当たり前」をひっくり返す「私」から始まるコミュニティワーク(約90分)

【児童・家庭分野】

- ・2022年度児童福祉法等の改正について(90分)
- ・未成年後見と社会福祉士(約66分)
- ・子ども虐待への視点(約85分)

【制度等の動向】

- ・社会福祉士養成カリキュラムの改正について 背景と実習指導の変更点(約30分)
- ・成年後見制度利用促進法の意義と課題(約80分)

【その他】

- ・ソーシャルワーク実践報告「地域共生社会における社会福祉士の役割」(約90分)
- ・独立型社会福祉士とは(約90分)

ほか多数！

月例サロンに参加してみよう

当会では、定期的に、様々なテーマを取り上げた月例サロン（勉強会）を実施しています。他の専門職団体と連携・協力して実施する場合があります。

これまでこんなテーマを取り上げてきました。

2021～2022年度の実施テーマ（いずれもオンライン）

- コーチングについて
- ウィズコロナ時代のソーシャルワーク～社会的処方と「つながり」の力～
- 倫理綱領・行動規範について
- 生き辛さを抱える中での家計管理を考える
- ヤングケアラーの理解
- 対人援助職のためのLGBTQ講座
- ふくい嶺北成年後見センターの役割と機能
- 今から始めようスーパービジョン～理論と実践を学ぶ～
- 里親制度について
- SNS相談の実際
-
-
-

スーパービジョンを受けよう（バイジーになる）

ソーシャルワークを行う中で「これでよかったのかなあ」と思うことがありませんか？自分を振り返る作業…ひとりでは限界があります。口にだしてみることでもえてくるものがたくさんあります！スーパービジョンは認定社会福祉士を目指す方だけのものではありません。自身の技術を磨くことでクライアントとよばれる方たちへの支援の質があがります。

スーパーバイジー：スーパービジョンを受ける人
スーパーバイザー：スーパービジョンを行う人

■ 当会では「スーパービジョン支援」を行っています

職場の先輩や上司からの職場内スーパービジョンを受けている方も多と思います。

当会では、職場以外の他の社会福祉士からスーパービジョンを受けてみたい！という場合、「バイジーとバイザーの仮マッチング」をお手伝いしています（認定社会福祉士認証・認定機構の定める方法でのスーパービジョンとなります）。

※最終的には、バイジーとバイザー当事者同士の合意に基づくスーパービジョン契約となるため、当会が支援するのは「仮」マッチングとなります。

※当会を通さずに、直接登録スーパーバイザーに依頼（申込）することも可能です。

※スーパービジョン実施にあたっては、バイジーからバイザーへの謝礼金の支払が発生します。謝礼金額はバイジーとバイザーで協議のうえ決定します。



「こんなソーシャルワーカーになりたい！」を叶えるために。そういう「私」の姿を見て、自分もがんばりたい！と思ってくれる後輩がいることを意識して。

社会福祉士会における **スーパーバイザーになるには**

スーパービジョンは、バイザーの実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を、ソーシャルワークの視点から促進・支援するためにソーシャルワークの視点から実施するもので、バイザーとなる社会福祉士が次の事項を獲得し、クライアントの利益に資することを目的としています。

- 社会福祉士としてのアイデンティティを確立する。
- 所属組織におけるソーシャルワーク業務を確立し担えるようにする。
- 専門職として職責と機能が遂行できるようにする。

スーパービジョンは、バイザーの価値・知識・技術に焦点を当てます。日本社会福祉士会では、スーパービジョンをバイザーに提供する「スーパーバイザー」の育成も行っています。

■ 認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーの要件 (認定社会福祉士制度スーパービジョン実施要綱第2条)

次の各号に掲げる者であって、所定のスーパーバイザー登録をした者。

- (1) 認定上級社会福祉士
- (2) 認定社会福祉士を1回以上更新した認定社会福祉士。ただし、更新に必要なスーパービジョン実績について最低2単位は個人スーパービジョン（受ける）で取得していなければならない。
- (3) 第1号に準ずると認められる者
- (4) その他、認定社会福祉士認証・認定機構が認める者

バイザーとして後進を育成していきましょう！

■ スーパーバイザー養成研修

日本社会福祉士会では、すでにスーパーバイザーとしての実践及び力量を備えている方（※）を対象に、スーパーバイザー養成研修を実施しています。

※養成研修の受講には複数の要件が設定されています。

ソーシャルワーク実践を発表してみよう～全国大会・学会～

実践研究は、社会福祉士が自分自身の実践を客観的にとらえ、振り返って、より良い実践を行えるようになるための効果的な方法です。

そして、それを「学会で発表」することは、日々実践しているソーシャルワークを他者に伝える（アウトプットする）力を養い、また、あなたが行なっている専門的援助について幅広い人達から意見等をもらい、さらにその質を向上させるものとなります。

■ 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉学会

日本社会福祉士会が毎年、いずれかの都道府県で開催しています。

全国大会・学会では、分科会における個人発表、および自主企画シンポジウム発表を毎年募集しています。

みなさんもぜひ一度、学会で発表してみませんか。

<ご参照ください>

- ・日本社会福祉士会の【**投稿論文等及び学会発表に関する規程類**】（日本社会福祉士会 会員専用サイトで閲覧できます）
- ・**分科会発表募集要項**（11月頃に、翌年の大会での発表募集要項が日本社会福祉士会ニュースで送付されます）

**2023年度は大分県、
2024年度は栃木県
での開催が決まっています。
いつかは福井県で開催されるかも!?**

基礎研修Ⅱ～Ⅲでは「実践評価・実践研究」について学ぶ科目があります

認定社会福祉士になるには

社会福祉士を取得して、ソーシャルワーカーとしてスタート地点に立ちます。その後、みなさんは専門職として、様々な分野で実践を行っていくことでしょう。

その中で培った、高度の知識とスキルをもとにして、実践を行っていく高度な技術を有する証明として、「認定社会福祉士制度」があります。

ケースワークや多職種連携、地域をよくしていく能力を有し、社会福祉士としてのキャリアアップを社会福祉士会として支援する仕組みでもあります。

ぜひ、実践力の証であり、高度な技術を持つ社会福祉士として、認定社会福祉士を目指しませんか。

認定社会福祉士制度では、社会福祉士の実践力に応じて、「認定社会福祉士」と「認定上級社会福祉士」の2種類を位置づけています。

■ 認定社会福祉士になるには

認定社会福祉士を取得するには、以下の要件があります。

- ①社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士の資格を有すること。
- ②日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の機能を持っている団体の正会員であること。
- ③相談援助経験が社会福祉士を取得してから5年以上あり、原則として社会福祉士制度における指定施設および職種に準ずる業務等に従事していること。認定を受ける分野での経験が2年以上あること。
- ④認められた機関での研修、もしくは認定社会福祉士認証・認定機構が定めた認定社会福祉士認定研修を修了していること。

■ 認定を受けられる分野は5つ

- ①高齢分野
- ②障害分野
- ③児童・家庭分野
- ④医療分野
- ⑤地域社会・多文化分野

自身の実務経験等をふまえて、どの分野の認定を受けるかを考えていただきます。

実践に合わせて分野の選択が行えることも、認定社会福祉士の魅力です。

2023年現在、認定社会福祉士認証・認定機構が示している取得ルートは7種類あります。

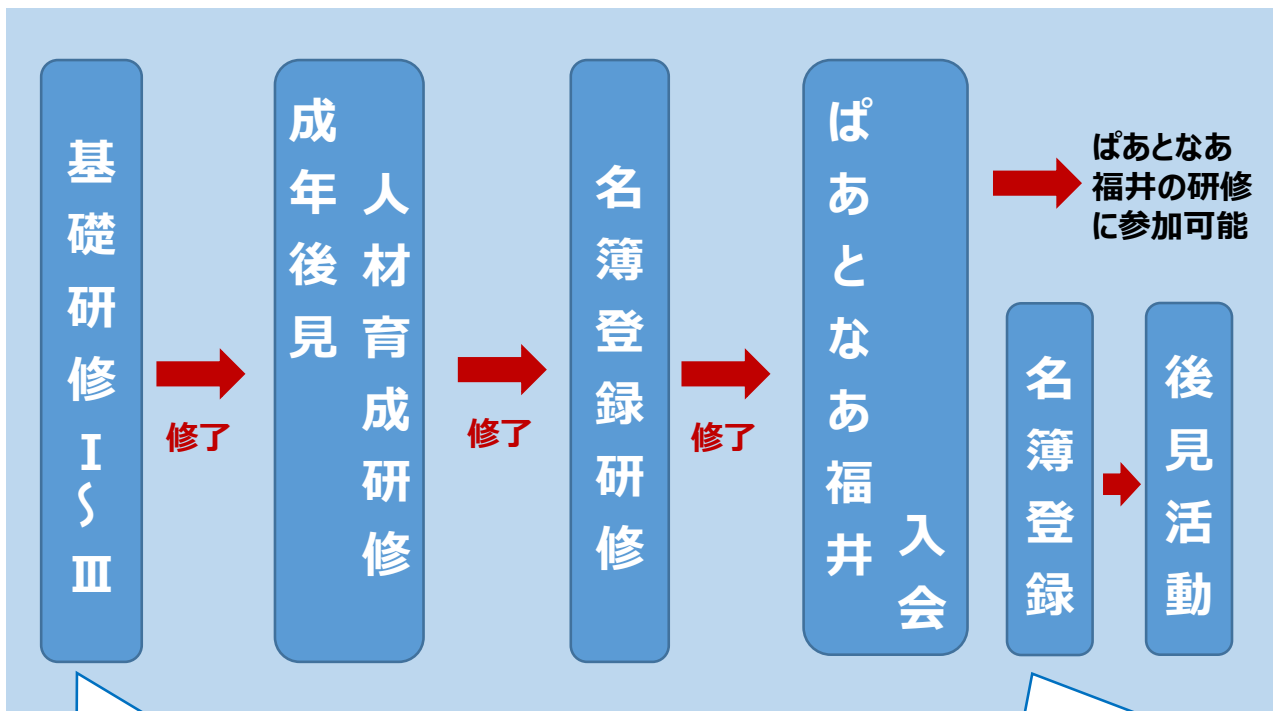
研修30単位（スーパービジョンを含む）を取得する「通常ルート」と、「認定社会福祉士認定研修（以下、認定研修）を受講するルート」があり、認定研修を受講するルートは6種類あります。

成年後見人になるには

成年後見サポートセンター「ぱあとなあ福井」では、専門職後見人となる社会福祉士の養成・育成の業務や、地域の関係機関が実施する権利擁護支援のサポート（相談対応、講師・委員の派遣等）を行っています。

成年後見制度は、高齢や障害などにより、判断能力が不十分なために法律行為における意思決定が困難な方の判断能力を補う制度であり、その方の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目指した制度です。

社会福祉士会における成年後見人等候補者の養成課程は以下の通りです。



社会福祉士会生涯研修制度における基礎課程（基礎研修 I～III）の受講を通じて、社会福祉士に共通する専門性の基礎を身につけたうえで、後見人養成研修を受講することで、成年後見に関する相談対応や、受任者としての活動の質を担保しています。

実際に後見活動を行うには、名簿登録を行うことが必要です（名簿は家庭裁判所に提出しています）。名簿登録には、社会福祉士会会費とは別に年間登録料がかかります。名簿登録者は、ぱあとなあ福井の研修に原則無料で参加できます。名簿登録者以外でも興味のある方は会費を払うことで研修に参加できます。

ぱあとなあの会員になったら

養成研修を修了し、ぱあとなあの名簿登録をした後は後見活動に従事することになります。後見人等としての活動の質を担保し続け、さらに高めていくために、研鑽を重ねていきます。

ぱあとなあが実施する研修 (養成研修以降)

- ・ぱあとなあ全体集会
- ・リーガルサポートとの合同学習会（年1回）
- ・月例会（毎月1回の開催）
- ・継続研修（年6回程度）

また、実際に後見人等として活動するだけでなく、地域の中で、親族や市民後見人なども含めて本人を支えるのにふさわしい成年後見人等が選任されるための仕組みや、選任後に支えていくための仕組みなど、いわゆる【地域における権利擁護ネットワーク】の中での活躍も期待されています。

ぱあとなあ会員としての地域貢献

- ・市民後見人養成研修の運営の協力（講師派遣など）
- ・中核機関への委員派遣
- ・地域に向けた無料相談の実施 など

ぱあとなあでは、弁護士会・司法書士会等と連携した取り組みも行っています。合同研修への参加など、後見関連の異業種との交流の機会が持て、ネットワークに広がりができます。

委員会活動に参加してみよう

当会では、会の主要な事業を、会員からなるいくつかの委員会に分かれて企画・運営しています。

また、これらの委員会の他に、他団体と共催するイベントの実行委員会等に会員が参加することもできます。

各委員会では、このような活動をしています

生涯研修委員会

生涯研修委員会では、・・・

- 生涯研修委員会の開催 6回/年
- 基礎研修Ⅰの開催 3回/年
- 基礎研修Ⅱの開催 9回/年
- 基礎研修Ⅲの開催（北陸3県合同開催） 9回/年
- 新入会員対象の生涯研修制度オリエンテーション開催
- 基礎研修修了者へのフォローアップ研修
- ブロックセミナーの開催 等

権利擁護委員会

権利擁護委員会では、・・・

- 権利擁護委員会の開催 6回/年
- 高齢者権利擁護専門職チーム派遣事業
 - ・電話相談窓口2回/月（第2・4(火)） 専門職チーム派遣随時
 - ・学習会1回/月
- 高齢者虐待防止関係職員研修会
 - ・養護者による3日間 施設従事者による2日間
- 障害者虐待対応について
 - ・県弁護士会との話し合い 2回/年
- その他権利擁護に関する学習会 等

委員会活動に参加してみよう

国家試験対策委員会

国家試験対策委員会では、・・・

社会福祉士を目指す方のために、福井県立大学と共催で国家試験対策講座と、県社士会主催の全国統一模擬試験を開催しています。

- 国家試験対策講座 13回/8月下旬～12月下旬
 - ・対象 学生・一般を問わず今後国家試験を受ける予定のある方
- 全国統一模擬試験 10月下旬
- 委員会の開催
 - ・対策講座開催のために年2～3回、模擬試験開催のために年1～2回WEB会議を行っています。

広報委員会

広報委員会では、・・・

- 広報委員会の開催 3回/年
- 広報誌の発行 2回/年
- ホームページの更新 随時
- Facebookへの掲載 随時
- メールマガジンの配信 随時
- 新規入会促進キャンペーンや新入会員との集いの実施 等

各委員会から、皆様へ

- 委員会活動に参画できることは、会員であるメリットでもあり、会員の交流のみならず自己研鑽にもつながります。
- また、社会福祉士以外の専門職とのつながりも築くことができる貴重な機会でもあります。
- 委員会では、委員として活動していただける会員を随時募集しています。

委員会活動に参加してみよう～その他実行委員会～

ソーシャルワーカー・デー実行委員会

海の日ソーシャルワーカー・デー（社会福祉士会、精神保健福祉士協会、医療ソーシャルワーカー協会の合同開催）イベントの企画・運営協力 等

反貧困キャラバン福井実行委員会

弁護士会・司法書士会等と共催する反貧困キャラバン福井のイベントの開催にかかる企画・運営協力 等

福井地方検察庁との連携事業プロジェクト

検察庁における被疑者・被告人に対する入口支援として、再犯防止、社会復帰のために支援を必要とする者について、検察庁の求めに応じて社会福祉士が助言を行う事業（現在試行的に実施中）のプロジェクトチーム

その他外部の委員会に会員の推薦を行っています

- 社会福祉士会には、毎年、市町の介護認定審査会や障がい者自立支援給付審査会等の委員推薦依頼があります。
- そのような依頼があった場合には、できるだけ幅広い会員に委員を担っていただけるよう会員に対して公募を行っています。
- 報酬が出るものもありますが、社会福祉士としての地域貢献や研鑽を積む意味でも積極的に手を挙げてください。

災害支援活動に参加するには

大規模な災害が起きた時、被災者への支援は、長期的に、様々な段階で必要になります。

被災者に寄り添い、個別の生活課題をアセスメントし、将来の展望を模索しながらエンパワーしていくこと、ミクロ・メゾ・マクロの視点で被災者を支援していくことは、ソーシャルワークの重要な役割であり機能です。

当会においても、日本社会福祉士会や県内の災害支援関係団体との連携を図り、行政からの支援要請に応じて災害支援活動に参加できる会員の把握、災害支援活動者の育成を行っています。

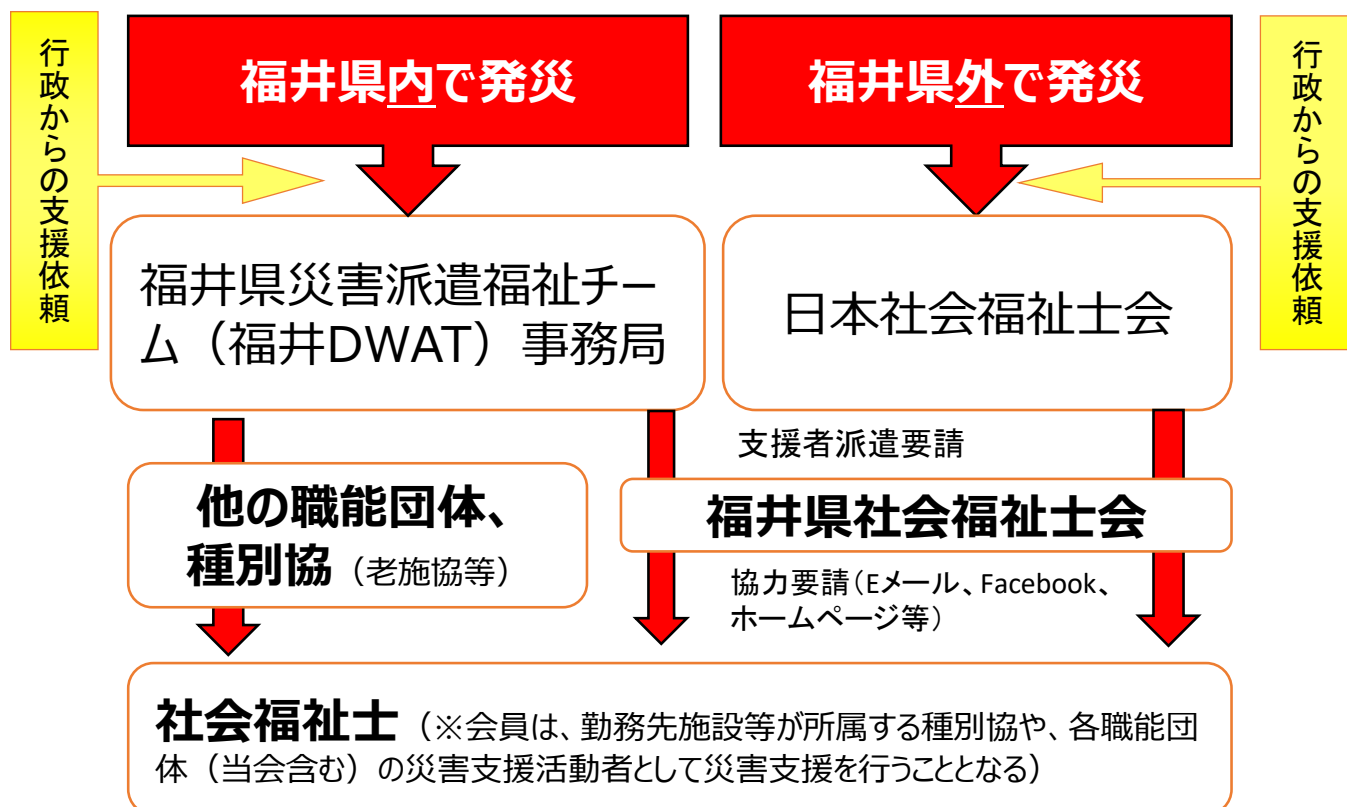
■「福井DWATチーム員」候補者登録をお願いします。

- ・大規模災害時、当会として迅速かつ円滑に災害支援活動を行う会員を確保できるよう、あらかじめ協力いただける方に「福井DWATチーム員」候補者として登録いただきます。
- ・登録は随時受付けています。

■候補者は、定期的に行われるビギナー研修（福井DWAT事務局主催）を受講した後、チーム員として登録されます。

- ・ビギナー研修のご案内は候補者登録された方はもちろん、会員の皆様にご案内いたします。

【発災時の基本的な支援要請フロー】



社会福祉士実習指導者になるには

社会福祉士の相談援助実習を指導する実習指導者は、**社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者**であって、かつ、**実習指導者を養成するために行う講習会**（厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの）を**修了**した者であること、とされています。

■ 実習指導者を養成するために行う講習会

「**社会福祉士実習指導者講習会**」として、都道府県社会福祉士会（北陸三県では、石川県社会福祉士会）で定期的に行われています。

この講習会自体は、社会福祉士の有資格者であれば受講が可能です。（実務経験の有無によらず講習は受講できます。）

施設・事業所においては、この講習会修了者がいないと実習受け入れを行うことができませんので、計画的に実習指導者を確保・養成していくことが必要です。

■ より質の高い実習指導のために

日本社会福祉士会や他都道府県社会福祉士会では、上記講習会を修了した実習指導者を対象に「**フォローアップ研修**」も定期的に行っています。

実習プログラムを見直したり、他の施設・事業所の実習指導者との意見交換、実習受け入れの課題を共有する機会として、大いに活用してください。

実習指導者は、多くの学生が最初に出会う社会福祉士です。「この人のようになりたい」と思わせたいですね。

会員の「ブロック活動」「グループ活動」を支援

当会では、会員がブロック圏域やグループ単位で交流や相互研鑽等を目的とした活動を行う場合に支援する制度を設けています。

具体的には、会の事務機器の使用や備品等の貸出、会員に対する周知・広報への協力、経費の助成等により支援をしています。

■ブロック（圏域）組織活動への助成

県内を5つのブロック（圏域）に分け、ブロック単位での地区支部の組織化や会員同士の交流や相互研鑽等を目的とした活動に対し、以下の支援を行う。

〔圏域区分〕 あわら・坂井ブロック、福井ブロック、奥越ブロック、丹南ブロック、嶺南ブロック

〔対象活動〕 地区支部の組織基盤整備のための備品の購入や賃借料、印刷製本等の費用や会員の交流や資質向上を目的とする勉強会や定例会の開催等の活動にかかる費用を助成

〔助成基準〕 1ブロックあたり50,000円を上限とする。

活動例：CSWたんなん月例会

○CSWたんなんでは、毎月1回、社会福祉士が集まり、毎回テーマを設け、各領域について事例検討会の形式で行っています。

○メンバーから事例を提供してもらい、支援のつまづき等に対して、メンバーで考えながら、グループスーパービジョンの場にもなっています。

■グループ単位の自主活動への助成

会員3名以上からなるグループで行う交流や研鑽を目的とした活動に対して支援を行う。

〔助成基準〕 1グループあたり5,000円を上限とする。

当会会員以外も活動メンバーに加わることができます！
多様な福祉実践にご活用ください！

ホームページを活用してみよう

当会のホームページでは、随時情報を更新しています。
ホームページは、誰でも閲覧できる公開ページ（一般ページ）と、正会員のみが閲覧できる会員専用ページがあります。
ぜひご利用ください。

<http://fukui-csw.org/>



一般ページ

- ・お問合せフォームから入会申込書類を請求できます。
- ・当会が主催する研修の情報を掲載。要項や申込書のダウンロードのほか、申込フォームからの参加申込も可能です。
- ・各部門の活動紹介、国家試験対策講座案内・模擬試験案内、事務局からのお知らせ等を掲載しています。

会員専用ページ

- ・正会員のみ利用可能（正会員共通パスワードでログイン）
※共通パスワードがおわかりにならない場合は、事務局へお問い合わせください。
- ・会員のみを対象としたお知らせや、各種申請様式のダウンロードができます。
- ・当会の総会および理事会議事録を掲載しています。
- ・社会福祉士を対象とした求人情報を掲載しています。

各種届け出、その他

■登録内容の変更があったら

以下の登録内容に変更がございましたら、当会事務局までご連絡をお願いいたします。

＜以下の情報はメールや電話でご連絡ください＞

氏名／自宅住所／電話番号／メールアドレス／勤務先

＜以下の事項に変更がある場合は、事務局へお電話ください＞

会費引落口座（変更のための用紙をお送りいたします）

当会公式Facebookページ

<https://www.facebook.com/cswfukui/>



当会では、Facebookを会員の皆様がつながる場として、また、会からのお知らせなど最新情報をいち早くお届けするツールとして活用しています。

ぜひご覧ください。



日本社会福祉士会のホームページもチェック！

<https://www.jacsw.or.jp/>

社会福祉士に関連するさまざまな情報や、職能団体としてのソーシャルアクション等の情報が満載です。



社会福祉士会の会員になるには

「まだ入会していない…」という方、当会に仲間入りして一緒に活動してみませんか？

当会の【**会員**】には、以下の種類があります

正会員：社会福祉士として登録している方

- ・社会福祉士及び介護福祉士法の規定により社会福祉士として登録しており、かつ、福井県内に住所または勤務先を有している方は「正会員」となります。
- ・正会員の年会費は15,000円（2023年度現在／なお、初年度は入会金5,000円、年会費10,000円となります。）
- ・総会の議決権行使、成年後見人材育成研修の受講など、正会員のみが対象となる活動も少なくありません。

賛助会員：当会の事業にご賛同いただける個人・法人・団体

- ・当会の目的に賛同し、本会の活動をサポートしてくださる「賛助会員」を随時募集しております。
- ・賛助会員の年会費は1口1,000円／1口以上（2023年度現在）
- ・賛助会員は、社会福祉士会主催の研修が会員価格で受けられます。
- ・社会福祉士会の広報誌やイベントのお知らせが届きます。
- ・社会福祉士仲間ができ、ネットワークが広がります。

社会福祉士会の会員になるには

■ 入会手続きの流れ（正会員の場合）

事務局へ資料請求

事務局へ入会申込書類をご請求ください。
TEL：0776-63-6277
FAX：0776-63-6330
E-mail：cswfukui@song.ocn.ne.jp

事務局から
入会申込書類等送付

資料請求受理後、1週間以内に、入会申込書類をお送りします。

申込書類を記入し
事務局へ郵送

入会申込書、年会費引落口座に関する書類などを記入し、「社会福祉士登録証」の写しを添えて、日本社会福祉士会事務局へご送付ください。

* 押印が必要な書類がありますのでお忘れなくお願いします。

* 記入方法などにご不明な点がございましたら、お気軽に福井県社会福祉士会事務局へお電話ください。

申込書受理後、事務局
で入会手続き処理実施

申込書が到着したら、事務局で「会員管理システム（全国の社会福祉士会共通）」にて入会手続き処理を行い、会員番号を発行します。

手続き処理完了後、
会員番号等通知

上記手続き完了後、日本社会福祉士会から会員証などが送付されます。

（福井県社会福祉士会の入会事務は日本社会福祉士会に委託して行っています。）

社会福祉士会の会員になるには

■入会は随時受付中！

- ・入会申込はいつでも受付けておりますので、お気軽にお問合せください。
- ※ただし、年度途中の入会の場合も年会費の月割り等はありませんのでご注意ください。



正会員の
入会に
関して

■会費の口座引落

- ・入会初年度の年会費及び入会金の口座引落は、入会手続きが完了した翌々月の12日に行なわれます。
- ・翌年度以降は、毎年4月12日にその年の年会費の口座引落が行われます。
- ・引落時期には口座残高のご確認をお願いいたします。

■今だけ！30歳以下の新規入会者入会金・初年度年会費無料

- ・若年層の入会促進策として、2022年度から、30歳以下を対象に入会金及び年会費を入会年度に限り免除する取り組みを試行中（3年間の予定）です。
- ・これにより会費が負担と感じている方も入りやすくなり、また、入会後も初年度は基礎研修受講料が割引になるなどの制度もあります。
- ・若年層の社会福祉士が職場以外の場で仲間とつながり、悩みを共有したり、切磋琢磨する居場所として、会を活用してください。

■「入会紹介キャンペーン」をご活用ください！

- ・既存の会員からの紹介により新規にご入会いただいた場合、新入会員ご本人と、紹介した会員の双方へ、500円分の図書カードをプレゼントするキャンペーンを実施中です。
- ・紹介キャンペーンの申込書は、当会ホームページの「入会案内」内に掲載しています。ダウンロードのうえ、紹介する会員と新入会員の方の項目を記入して事務局までご提出ください。

社会福祉士会の会員になるには

■ 入会手続きの流れ（賛助会員の場合）

(1) 事務局へ賛助会員申込書類をご請求ください。（電話、FAX、Eメールのいずれかでご連絡ください） 当会ホームページ「社会福祉士を目指す方へ」からもダウンロードできます。



(2) 書類がお手元に届きましたら、必要事項をご記入のうえ、申込書をご返送ください。あわせて、指定口座振込または事務局にご持参にて年会費の納入をお願いします。



(3) 入会手続きが完了した旨をEメールでご連絡します。その後、定期的に会報誌をお送りします。また随時、研修や月例サロン等のご案内メールを送信いたします。

【賛助会員について】

- ・入会は随時受け付けています（年度途中の入会の場合も年会費の月割り等はありませんのでご注意ください）
- ・会員期間は4月から翌年3月までの1年間になります。毎年3月に更新のご案内をいたします（自動更新ではありません）。

会や会員への苦情を受け付けています

本会の正会員は、入会時に社会福祉士の倫理綱領を遵守することを誓約し、実践においても、倫理綱領・行動規範に則り、社会的信用の維持・向上に努めなければなりません。

そのため、本会では正会員である社会福祉士に対する苦情申立てを受け付ける窓口を設置し、調査や審査を行う綱紀委員会を設置しております。（綱紀委員には、弁護士等の外部委員も委嘱）

また、本会事業に関するご意見や苦情も受け付けておりますので、いずれも会事務局（裏表紙に連絡先）までご連絡ください。



一般社団法人 福井県社会福祉士会

〈事務局〉

〒918-8011 福井市月見3丁目2-37 NTT 西日本福井南交換所ビル1階

TEL : 0776-63-6277

FAX : 0776-63-6330

E-mail : cswfukui@song.ocn.ne.jp